

瀬戸市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第17号

瀬戸市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市身体障害者福祉法施行細則（平成15年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用の徴収)</p> <p>第9条 <u>法第18条第1項の規定により行われた障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し法第38条第1項の規定により被措置者又はその扶養義務者（以下この条において「納入義務者」という。）から徴収する費用の額は、同一の月につき、被措置者が受けた指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）から、同条第3項の規定により得た額を除いた額とする。</u></p> <p>2 <u>法第18条第2項の規定により行われた施設への入所又は入所若しくは入院の委託（国の設置する障害者支援施設等への入所の委託を除く。）に関し、法第38条第1項の規定により納入義務者から徴収する費用の額は、前項に規定する額とする。</u></p> <p>3 <省略></p>	<p>(費用の徴収)</p> <p>第9条 <u>法第38条第1項の規定により行われた障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し、納入義務者から徴収する費用の額は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第3項の規定により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）から、同項又は第4項の規定による額を除いた額とする。</u></p> <p>2 <u>法第38条第1項の規定により行われた施設への入所又は入所の委託に関し、納入義務者から徴収する費用の額は、前項に規定する額とする。</u></p> <p>3 <省略></p>

附 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。